

終活ライフクラブ 会員規約

第1条 会の名称・目的

本会は、終活ライフケアサロン「終活ライフクラブ」（以下「当クラブ」といいます。）の趣旨に賛同し入会した会員への終活に関する各種サービスを提供することにより利便を図り、会員の精神的負担を軽減し、より安心できる生活の扶助することを目的とします。

第2条 運営の主体

当クラブの運営主体は、株式会社ENBRIDGE（以下、「当社」という）で、事務局は終活ライフケアサロン内（川崎市多摩区长尾5-19-18）に置きます。

第3条 会員の定義

1. 会員とは、終活ライフクラブ会員規約（以下、「本規約」という）をご承認のうえ、当社指定の方法にて終活ライフクラブ会員入会申込みを行い、当社が入会を認めた個人の方をいいます。
2. 入会申込書の必要項目はすべて記入しなければならないものとします。必修項目にご記入がない場合は、入会をお断りする場合があります。また、会員登録が可能な住所は国内の住所に限らせていただきます。尚、お申し込みの不備があった場合は、当サービスがご利用できない場合がございます。
3. 次の各号のいずれかに該当する方は入会をお断りします。また、入会後にその事実が判明した時は直ちに会員資格を取り消させていただきます。
 - (1) 入会時に虚偽の記載・申請をしたとき。
 - (2) 暴力団員、暴力団関係団体またはそのほか反社会的勢力の構成員及び関係者、ならびに暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体の構成員であると。
 - (3) 当社において暴行、傷害、強要、脅迫、恐喝、詐欺等及びこれに類する行為を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求したとき。
 - (4) 本規約に違反したとき。
 - (5) そのほか会員として相応しくないと当社が認めたとき。

第4条 入会の手続き

1. 入会の申込の際には、所定の入会申込書に必要事項を記入し第5条に定める入会費をご入金して頂きます。
2. 事務局は入会申込書に基づき、所定の契約手続きを行い当クラブの会員であることを証明する会員カードを発行します。
3. ご利用の際は、必ず会員カード記載の当クラブお客さま会員番号をお伝えください。お伝えいただけない場合は当サービスの提供ができない場合があります。
4. 当サービスは、会員及び会員の2親等まで利用できます。
5. 会員1名さまにつき、1枚の会員カードを発行いたします。（同一名義で複数の会員カードを申し込むこと、また所有することはできません。）

第5条 入会費

入会費は 10,000 円（消費税込） ※月々の掛金・年会費はございません。

第6条 入会の撤回

入会を申し込まれた方は、申込日より起算して8日以内であれば、前条までの規定にかかわらず当クラブの入会申込の撤回をする事が出来ます。その際、すでに入金された入会金は、全額返還致します。

第7条 届け出事項の変更

住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス等に変更があった場合には、必ず当社までご連絡ください。会員の本人確認後、ご登録内容の変更をさせていただきます。

第8条 会員カードの再発行

1. 会員カードの紛失または盗難の場合、速やかに当社までご連絡ください。会員の本人確認後、旧会員カードを失効させ、会員が希望する場合は、新しい会員カードを再発行します。なお、再発行にあたっては再発行手数料500円（消費税込）をお支払いいただきます。会員カードの再発行を行わない場合、当サービスの一部又は全部が利用できなくなります。
2. 会員カードの再発行は、会員のご本人確認後、会員情報に登録されている住所宛に会員カードを郵送いたします。

第9条 会員資格の喪失

1. 次の各号のいずれかに該当する場合、会員は、会員資格を喪失するものとします。
 - (1) 会員が退会を申し出た場合。
 - (2) 会員が個人情報の削除を請求した場合。（会員の本人確認後、削除させていただきます）
 - (3) 入会申込書等に基づく届け出事項記載の会員連絡先にご連絡できなくなった場合。
 - (4) 第3条第3項に基づき会員資格を取り消された場合。
 - (5) そのほか上記各号に準じる事由のある場合。

第10条 本規約およびサービスの変更と中止

1. 本規約及び当サービスの内容は予告なく変更、改定または廃止する場合があります。

本規約の変更等は、当社ホームページにてお知らせするとともに、メールアドレスを登録いただいた会員には電子メールでご通知します。当該ご通知後、会員が当サービスを利用した場合または2週間以内に（変更等の効力発生日がその後である場合はその効力を発生日までとし、また通知日から2週間経過日より後の日を期限と定めた場合はその日までとします）登録抹消の手続をとらなかった場合には、会員は本規約の変更等に同意したものとします。
2. 運営上の都合や天災・その他の非常事態による障害の発生などにより、当サービスの提供を予告なく一時的に中断することがあります。
3. 本条第1項、第2項の場合において当社は一切の責を負いません。

第11条 会員権利と譲渡

会員より退会の申出がない限り会員権利は継続されます。

その会員権利は、会員本人が承認した場合、申込書に記載された方以外の2親等まで譲渡することができます。権利を譲渡された場合、譲渡した会員本人に本会が定める様式にて譲渡の事を確認させていただく場合がございます。譲渡の事実が確認できた時点で、譲渡した会員本人の権利は失効するものとします。

権利の譲渡に関わるトラブルについて、当社は一切関知いたしません。

第 12 条 個人情報の管理

個人情報の取得・管理は、申込書にある個人情報取り扱い同意書及び当社プライベートポリシーに基づいて行うものとします。

第 13 条 退会

申込者本人または同居の家族の申し出によりいつでも退会することができます。ただし第 6 条に該当する場合を除き、入会金は返還いたしません。

第 14 条 協議解決

本規約に定めのない事項及び疑義が生じたときは、会員及び当社にて誠実に協議し解決するものとします。

上記内容を理解いただいた上で入会申込書をご記入ください。

附則

本規約は、令和 4 年 4 月 1 日から施行いたします。

以上